

《 労働者派遣事業におけるマージン率の公開について 》

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（弊社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）令和 2 年度労働者派遣事業報告書（年度報告）を基に情報を公開いたします。

マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{労働者派遣に関する料金の平均額}) - (\text{派遣労働者の賃金額の平均額})}{(\text{労働者派遣に関する料金額の平均額})}$$

1. 対象期間

2025 年 7 月 1 日～2026 年 6 月 30 日（令和 7 年～令和 8 年）

2. 労働者派遣の実績及びマージン率

	項 目	数値等		補 足
1	事業所ごとの派遣労働者の数	36	人	派遣労働者の数
2	労働者派遣の役務の提供を受けた者の数	18	件	派遣先の実数
3	労働者派遣に関する料金の額の平均額	17,979	円	労働者派遣に関する料金額の平均（1 日 8 時間あたりの額）
4	派遣労働者の賃金の額の平均額	10,862	円	派遣労働者の賃金の平均額（1 日 8 時間あたりの額）
5	マージン率	39.5	%	各種保険料、福利厚生費、会社運営費等を含む
6	教育訓練に関する事項	-	-	マナー研修、P C 研修、資格取得支援等

【 マージン率に含まれるもの 】

○ 派遣労働者に関する事項

・各種社会保険：健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険

- ・福利厚生 : 健康診断費用、慶弔費など
 - ・年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度
 - ・通勤費用
 - ・資格取得支援
- 派遣会社に関する事項
- ・広告宣伝費 : 求人広告費用など
 - ・会社経費 : 通信費、オフィス賃料、人件費などをはじめとする諸費及び会社運営費など

3. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先 (担当者名 : 廣田道康 / 和田静江 電話番号 : 024-521-0007)

② キャリアアップに資する教員訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者を対象に次の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担
ビジネスマナー基礎 (OFF-JT)	入職時	無給	派遣元事業主	無
OA機器操作訓練 (OFF-JT)	入職時	無給	派遣元事業主	無
個人情報/機密情報保護 (OFF-JT)	入職時	無給	派遣元事業主	無
安全教育 (OFF-JT)	入職時	無給	派遣元事業主	無
安全教育 (0JT)	入職時	有給	派遣先事業主	無
コンプライアンス研修 (0JT)	都度	有給	派遣先事業主	無
経理研修	都度	有給	派遣先事業主	無
資格取得支援 (ITIL ファンデーション試験等)	入社3年目	有給	派遣元事業主	無

4. 派遣事業の業務に関して参考となる事項

- ・各種社会保険 : 健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険
- ・福利厚生 : 定期健康診断受診、慶弔費など
- ・年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度
- ・通勤手当支給
- ・資格取得支援

5. 労使協定締結の有無

◇ 労使協定を締結している (いる ・ いない)

* 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全派遣労働者)

* 労使協定の有効期間の終期 (2027年3月31日)